明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

株券提出不能に対する異議申述公告

当社が、平成二十三年二月一日を取得日として、全部取得条項が付された当社普通株式の全部を取得することとし、当社の株券の提出を求めたところ、左記株券につき提出不能である旨の届出がありました。つきましては、届出人に対して旧株券と引換でなしに株主が受けることのできる金銭等を交付することに異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年三月十一日

福岡市中央区天神二丁目二番四三号

株式会社福岡スポーツセンター

代表取締役　花田　恭一

券別	枚数	記号番号	名義人住所	氏名
百株券	一枚	ろD　〇三六	福岡市早良区高取一―一―二〇	伊佐キミ子
五十株券	十枚	ろC　一九三～二〇二	福岡県小郡市光行五四三―一	柿本　保馬
五十株券	二枚	ろC　六二五～六二六	福岡県古賀市筵内一四二八	渋田　清馬
五十株券	二枚	ろC　三六五～三六六	福岡市早良区大字野芥六番地	永島　武靖
百株券	二枚	ろD　三一七～三一八	福岡市中央区大濠二―一二―二二	松本　優三
五十株券	二枚	ろC　四一九～四二〇	東京都江東区冬木六―二一	山中　伸彦
十株券	一枚	ろB　〇〇五	福岡県久留米市国分町六〇二	鶴久　民雄

社債権者集会決議認可公告

平成二十三年二月十六日開催の株式会社釜屋旅館第一回転換社債型新株予約権付社債及び株式会社釜屋旅館第二回転換社債型新株予約権付社債権者集会における左記決議について、同年二月二十八日付で宇都宮地方裁判所の認可決定が下りましたので、その旨公告いたします。

記

本社債の償還期日の変更、新株予約権の行使請求期間の変更並びに社債権者集会開催場所の規定変更。

株式会社釜屋旅館第一回転換社債型新株予約権付社債

七　償還の方法及び期限

（一）本社債の元金は、平成二十八年二月二十九日にその総額を償還する。ただし、本社債の繰上償還に関しては、本項第二号に定めるところによる。

十　本新株予約権の内容

（四）本新株予約権の行使請求期間

本社債の社債権者は、平成十八年三月二十一日から平成二十八年二月二十九日（第七項第四号に定めるところにより平成二十八年二月二十九日以前に本社債が繰上償還される場合には、当該償還日の前銀行営業日）までの間（以下「行使請求期間」という。）、いつでも、本新株予約権の行使を請求すること（以下本新株予約権の行使の請求を「行使請求」という。）ができる。行使請求期間を経過した本新株予約権については行使請求することができない。

十八　社債権者集会

（二）本社債の社債権者集会は、栃木県においてこれを行う。

平成二十三年三月十一日

栃木県日光市湯元二五四八番地

発行会社　株式会社釜屋旅館

代表取締役　川﨑　正胤

限定承認公告

本籍神奈川県横浜市鶴見区梶山二丁目一四番、最後の住所横浜市鶴見区上末吉五丁目一三番五号第一タルヤビル四〇一

被相続人　亡　関根　早美

右被相続人は平成二十二年十月二十一日ころから三十一日ころまでの間死亡し、その相続人は平成二十三年二月二十八日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月十一日

横浜市戸塚区戸塚町四八〇八　トヨダビル二階　相続財産管理人関根永典

代理人弁護士　稲生　義隆

限定承認公告

本籍新潟県新潟市西区中権寺二九五七番地、最後の住所新潟県新潟市西区中権寺二九五八番地　被相続人　亡　関川　セキ

右被相続人は平成二十二年十月二十六日死亡し、その相続人は平成二十三年二月二十五日新潟家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月十一日

新潟県新潟市西区五十嵐東二丁目九番二七号　限定承認者　小林美津子

東京都港区西新橋一丁目一八番一四号第二須賀ビル六階

右代理人弁護士　真木　光夫

限定承認公告

本籍愛媛県今治市伯方町木浦甲一四八〇番地、最後の住所愛媛県今治市大三島町宮浦一〇〇番地一　被相続人　亡　白石　鐵

右被相続人は平成二十二年八月三十一日死亡し、その相続人は平成二十二年十二月十四日松山家庭裁判所今治支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月十一日

広島県広島市東区上温品四―三三―三〇―一五〇三　相続財産管理人　白石　玲香

事業譲渡につき通知公告

当社は、ＤＩＣ株式会社（東京都中央区日本橋三丁目七番二〇号）に対し、販売に関する事業を譲り渡すことに致しましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十三年四月一日です。

平成二十三年三月十一日

埼玉県桶川市赤堀二丁目二〇番

日本デコール株式会社

代表取締役　角　仁

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき優先資本金の額を金四億六千万円減少し、金五億八千三百五万円とすることに致しました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十二年十月二十九日付官報号外第二二八号七十八頁に掲載されています。

平成二十三年三月十一日

東京都港区虎ノ門三丁目八番二一号

Ｆ４０４特定目的会社

取締役　長縄　順一

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき、優先資本金の額を四十億百二十万円減少して十六億千六百十万円とし、発行済優先出資総口数十一万二千三百四十六口のうち合同会社アール・インベストメントが保有する優先出資三万一千口及びアップルリンゴ・ホールディングス・ビー・ヴィが保有する優先出資四万九千二十四口を一口に対して金五万円をもって有償消却することにいたしました。消却に要する金額は四十億百二十万円です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.公告.jp/1010.html

平成二十三年三月十一日

東京都港区愛宕二丁目五番一号

リンゴ・レジデンシャル特定目的会社

代表取締役　泉部　充

正　誤

平成二十三年三月十日掲載の大臣は、次のとおりとなった。

外務大臣　松本　剛明

◉号外　三月十一日付第四九号九六　ページ●同日付政府調達第四七号八〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）